

2016年（平成28年）10月25日

大阪弁護士会
会長 山口 健一

保育所等の利用調整基準の運用について

- 1 現在各自治体においては、保育所等を利用することを希望する全ての保護者の希望に応えられる状況にないため、保護者の希望を公平かつ適切に調整するために、保育所等の利用について調整を行うための基準（以下「利用調整基準」といいます。）を定めていますが、その運用上、一部の自治体では、司法修習生の給費制が廃止され貸与制となったため「就労者」として扱われるための「収入要件」（就労時間に見合う収入があることを求める要件等）を充足しないなどとして、修習生を「就労者」と扱わず、「就学者」と同等に扱い、低い基本点数しか与えない場合が散見されるようです。
- 2 しかしながら、司法修習生については、①給費制廃止後も実態に変化はなく、その保育の必要性は従前同様であること（別紙資料1：「司法修習生の実態」参照）、②修習期間中は無給ではあるが無利息で資金の貸与を受けられる地位にあること等から、利用調整基準上「就労者」として扱われるべきであるといえます。
- 3 実際、大阪市においては、内部基準として、次のとおりの扱いとすることとされており、修習の実態に照らした判断基準が示されているといえます。
【質問】 保護者が司法修習生である場合は、就労要件に該当するか？
【回答】 研修等であっても、当該活動により収入を得、生計を維持しているのであれば、就労要件とみなして可。司法修習については無給ではあるが、法により修習専念義務を負うこと、その期間は無利息で資金の貸与を受けること等を勘案し、就労要件とみなすことも可とする。
- 4 当会は、司法修習生のうち未就学児を保育所等に入所させる必要のある者から保育所等の利用について希望があった場合には、就労者として扱われるべきであると思料いたします。

別紙資料 1

司法修習生の実態

- 1 給費制の廃止の前後において、司法修習生の修習の実態に変化はありません。
- 2 すなわち、司法修習生には修習専念義務があり（裁判所法 67 条 2 項）、合議体で
する裁判の評議を傍聴することが許される（同法 75 条 1 項ただし書。裁判員以外に
合議体の傍聴を許されるのは司法修習生のみです）、準公務員的な地位が法定されて
いるところ、この司法修習生の本質的部分については、給費制が廃止された前後で全
く変わりはありません。
- 3 また、実質的に見ても修習の実態に変化はありません（添付の日弁連調査結果参
照）。具体的には、司法修習生が、修習指導担当の弁護士、裁判官、検事（以下「指
導担当」といいます。）から、修習にあたるべきとされていた時間は、休憩時間を除
いた平均で 7. 23 時間となっています。休憩時間を 1 時間程度とすると、休憩時間
を含めて 1 日 8 時間以上を修習により拘束されていることになり、一般の公務員とほ
ぼ同等の拘束時間といえます。これに加えて、指導担当の指導の下で平均 1. 37 時
間程度の時間外の修習（事実上の残業）が行われています。
- 4 また、司法修習生が取り組む修習は、具体的事件における問題点の検討、実際に裁
判所に提出する訴状、準備書面、弁論要旨等の起案、判決の起案、具体的事件解決の
ための文献調査等、法曹三者の職務とほぼ同様のものです。
- 5 以上のとおり、司法修習生の修習は、準公務員的な立場で、1 日平均 8 時間以上の
時間的拘束を受けて行われ、その内容も法曹三者の職務とほぼ同様であるという点で、
給費制の廃止前後で何らその実態に変化はありません。むしろ修習期間の短縮（2 年
から 1 年半、1 年半から 1 年）により、その修習の内容は多忙を極めるに至っていま
す。

第66期司法修習生への修習実態アンケート資料

NO	内容	頁
1	第66期司法修習生への修習実態アンケート集計結果について(概要)	1
2	第66期司法修習生への修習実態アンケート集計結果	8
3	第66期司法修習生への修習実態アンケート調査用紙	18

第66期司法修習生への修習実態アンケート集計結果について（概要）

日本弁護士連合会

1 実施概要

(1) 実施対象

第66期司法修習生（アンケート送付数：2035通）

Cf 新65期アンケート（以下「新65期」という。）：2001通

(2) 実施時期

2013年8月6日から10月4日まで

Cf 新65期：2012年6月26日から7月30日まで

(3) 実施方法

配属地の弁護士会にて配布，回収（新65期も同様）

(4) 回答数

850通（回答率：41.8%）

Cf 新65期：717通（回答率：35.8%）

(5) 実施目的

司法修習生の修習実態を明らかにすること

Cf 新65期：司法修習生の生活実態を明らかにすること

2 結果概要

(1) 実務修習について

① 配属地，引越しの有無について（問1～3）

第1希望の修習地に配属されたは65.1%（Cf新65期：56.9%），
第1・第2希望の修習地に配属されたは合計で80.7%（Cf新65期：72.9%）であり，概ね希望どおり配属されている。

また，56.2%の修習生が配属地での修習のために引越しが必要であったと回答している（Cf新65期：59.1%）。

② 修習の拘束時間，拘束時間外の活動について（問4～9）

■ 定時の拘束時間

定時の拘束時間の平均は7.23時間（Cf新65期：約7.3時間）（休憩時間を除く）であり，一般の公務員とほぼ同じ拘束時間である。

■ 拘束時間外の「実務修習のための活動」

平日では86.6%（Cf新65期：94.1%）

休日では20.5% (Cf新65期：36.2%)
 の修習生が拘束時間外に「実務修習のための活動」として下記のような活動
 に取り組んでいる。

これらの活動を行っている平均時間は、
 平日1.37時間 (Cf新65期：約1.6時間)
 休日0.47時間 (Cf新65期：約1時間)

である。

	66期	新65期	増減
判決案、決裁文書、訴状等の起案	84.9%	93.6%	-8.7%
文献等の調査や事件記録の検討	73.5%	89.7%	-16.2%
法律相談への立会	59.8%	73.2%	-13.4%
弁護士会の委員会等への同行	59.4%	69.3%	-9.9%

■拘束時間外の「自己研鑽のための自主的な活動」

平日では80.4% (Cf新65期：約86%)

休日では68.1% (Cf新65期：約75%)

の修習生が拘束時間外に「自己研鑽のための自主的な活動」として下記のような活動に取り組んでいる。

これらの活動を行っている平均時間は、
 平日1.12時間 (Cf新65期：約1.3時間)
 休日1.02時間 (Cf新65期：約2.3時間) である。

	66期	新65期	増減
修習生同士の勉強会	36.7%	58.2%	-21.5%
裁判官・検察官・弁護士等主催の勉強会	61.2%	84.7%	-23.5%
弁護士主催のシンポジウム、研修会等	50.4%	62.5%	-12.1%
自習	69.4%	81.3%	-11.9%
法律実務に役立つ学習	29.4%	40.4%	-11.0%

■法曹になった後に役立つと思ったこと (自由記載) (問9)

約40%の者から回答がある。代表的な記載は次のとおり。

- ・法曹三者それぞれの視点からの事案のとらえ方、ものの考え方の違いを学ぶことができたこと
- ・法曹実務家の発想、考え方に直に触れることができたこと (ex. 司法試験を合格しただけの自分は、実務では全く使い物にならないことを実感

する機会を多く得た。)

- ・話を聞いて必要な情報を聞き取る技術、生の記録を詰んで事件の概要を把握する能力
- ・実際に当事者（依頼者、被疑者、被告人）と話をしたこと
- ・オンザジョブトレーニング的な活動。見ているだけでなく主体的に行動できる活動

■まとめ（新 65 期との比較）

実務修習、自己研鑽の活動ともに活発であり、修習を積極的・肯定的に評価しているが、新 65 期と比べると、いずれの活動にも「収縮」的な現象が見られる。

（2）就職活動について

① 就職活動の状況について（問 10～11）

93.3%（Cf 新 65 期：94.3%，1%減）の修習生が就職活動を行っている（または行った）と回答し、行わなかったとの回答は6.1%（Cf 新 65 期：5%，1.1%増）である。

履歴書の送付件数の平均は12.3か所（Cf 新 65 期：17.7か所，5.4回減）であり、事務所・民間企業等の訪問回数の合計の平均は9.2回（Cf 新 65 期：10.7回，1.5回減）である。

② 採用内定状況について（問 12～14）

就職活動を行った結果、2013年8月6日～10月4日の間に採用内定を得ることができていないと回答した者は、235名（29.6%）であった。就職状況の厳しさが窺える。

（3）修習辞退を考えたことがあるかどうかについて（問 15～17）

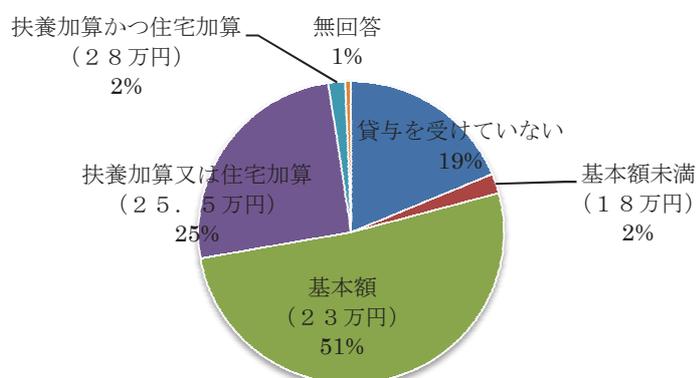
修習生の18.9%が修習辞退を考えたことがあると回答している。新 65 期では28.2%が修習辞退を考えたことがあると回答していたが、依然として高率である。

修習辞退を考えた理由は、貸与制に移行したことによる経済的な不安が68.9%（Cf 新 65 期：86.1%），司法修習終了後の就職難や弁護士の経済的困難に対する不安が67.1%（Cf 新 65 期：74.8%）である。

貸与制移行及び就職難・弁護士の経済的困難状況が法曹への途を断念させる事情として働いていることが分かる。

(4) 貸与金申請について (問18)

下記グラフのとおり。



(5) 経済的状況について (問19, 20)

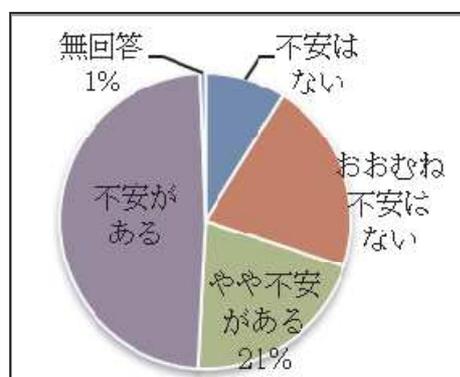
下記グラフのとおり。

不安がある・やや不安があるが、69.3%となっている。

自由記載欄には約50%の者からコメントがあり、その概要は下記例のとおりである。参考に、具体的なコメントを数例挙げる。

- ・法科大学院時代の奨学金だけで借金が1000万円を超えるので、返済できるか不安。基本書や実務書を買う金がない。
- ・交通費や書籍代などで出費が重なるとやはり不安になる
- ・高校、大学、大学院と奨学金をもらっており、借金を抱えて司法修習に臨んでいます。さらに貸与金という借金を背負うのは不安があります。・・・一応司法試験に合格して社会で活動しているのに、このような借金が増え、収入がまったく得られないのは不安です。
- ・引越費用や冬場の光熱費がかさみ、クレジットカードの支払が滞ったことがあった。

	人数(人)	割合
不安はない	76	8.9%
おおむね不安はない	180	21.2%
やや不安がある	176	20.7%
不安がある	413	48.6%
無回答	5	0.6%
合計	850	100%



例：

- ・修習生活にかかる費用（生活費・引越費用・住居費・交通費・参考書購入費・就職活動費等）の捻出
- ・将来の貸与金や奨学金等の返済
- ・身内の通院費，介護費の捻出

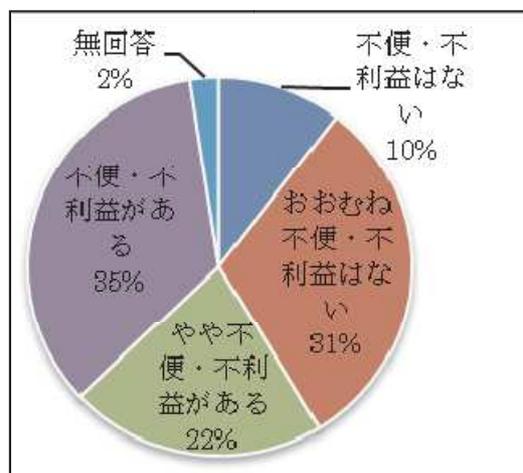
（6）修習生の地位・身分についての不便・不利益について（問21，22）

下記グラフのとおり。

不便・不利益がある・やや不便・不利益があるが56.2%となっている。

自由記載欄には約40%の者からコメントがあった。その概要は下記例のとおり。

	人数（人）	割合
不便・不利益はない	89	10.5%
おおむね不便・不利益はない	262	30.8%
やや不便・不利益がある	184	21.6%
不便・不利益がある	294	34.6%
無回答	21	2.5%
合計	850	100%



例：

- ・クレジットカードを作成できない
- ・部屋が借りられない（借りられたとしても保証人が必要）
- ・10ヶ月間の賃貸借契約における違約金の発生，また契約を嫌がられる
- ・通学定期券でなく，通勤定期券を使用する必要がある）
- ・収入はないのに，健康保険が親の扶養から外される。
- ・裁判所・検察庁の医務室が利用不可
- ・貸与制でかつアルバイトが禁止されている
- ・他資格（士業）の登録抹消が強制される
- ・休暇が取りにくい
- ・就職活動に利用出来る日数が5日間しかない
- ・平日休めないため役所等が利用しにくい
- ・海外旅行に許可が必要，また最大9日間しか取れないこと

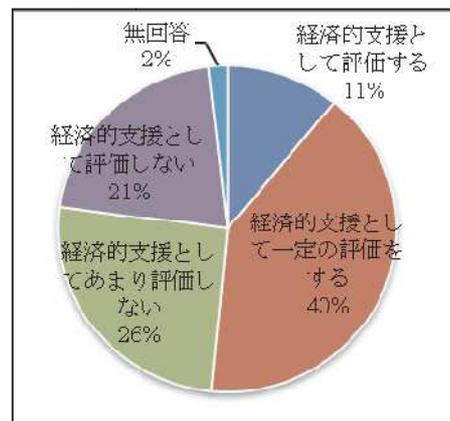
(7) 政府の示した司法修習生に対する経済的支援策について (問23, 24)

下記グラフのとおり。

「評価をする・一定の評価をする」が51.5%となっているが、「評価をする」は10.9%にとどまっている。

「評価しない・あまり評価しない」は46.7%である。

	人数(人)	割合
経済的支援として評価する	93	10.9%
経済的支援として一定の評価をする	345	40.6%
経済的支援としてあまり評価しない	218	25.6%
経済的支援として評価しない	179	21.1%
無回答	15	1.8%
合計	850	100%



(8) その他給費制・貸与制に関する意見のコメントについて (問24)

自由記載欄には約40%の者からコメントがあり、その概要は次のとおりである。参考に、具体的なコメントを数例挙げる。

■給費制・貸与制について

給費制復活を求める声が多数。全面復活できなくとも、引越代、交通費、住居費、最低限の生活保障をしてほしいという意見も相当数ある。

■兼業許可基準緩和策について

肯定的な意見や更なる緩和を求める意見もあるが、相対的には「そもそも法科大学院は都市部に集中しているし、法科大学院のない地域に配属された者に対しては意味をなさない。」「兼業の許可は修習にとっていい結果が生じるとは思えない。」「兼業を認めてしまうと、きちんと修習の実を挙げられないおそれがある。」「修習はかなり詰め込み型のカリキュラムになっていて(期間が短いのでやむを得ない)、副業をしている余裕はほとんどないのが現状だと思う。」否定的な意見の方が多い。

■修習に対するモチベーションについて

修習に対するモチベーションの低下を懸念する意見が相当数ある。

- ・LSの借金に加えてさらに借金を負うことになると、どうしても将来が不安になります。・・・修習中も参考書を買ったり、交通費を払ってシンポジウムや学習会に出ることも抑制されます。
- ・自分はきちんと修習に取り組んだつもりであるが、給与も出ないのに実務修習で(修習生にとっては)大量の仕事を回されても、モチベーショ

ンが上がらず、ほどほどにしか取り組まないということは十分にあり得る。単に経済的に修習活動を阻害するだけでなく、修習の中身が薄いものになってしまう可能性があると思う。

- ・修習生となっても実務に出ると借金を返すために、金になる仕事しかしなくなるのではないかという自己不安を抱いている修習生が大勢います。

■修習の「労働」性を訴えるもの

- ・遙か昔、研修医は自らの労働者性を唱え、給与を勝ち取りました。なぜ修習生は労働者と言ってはいけないのでしょうか。検察での取調べと起訴の準備、裁判所での進行中の事件のメモ作成等による裁判官の補助、弁護修習先での意見書や準備書面の作成。これらの役目について、私はまじめに取り組み、特に弁護修習では私の起案した書面が何度もそのまま採用されるほどでした。
- ・検察修習では自ら取り調べを行い、補充捜査を指示し、事件処理をする。弁護修習では定時を過ぎても残業し、2ヶ月で裁判所に提出する書面だけで20通、そうでない書面も合わせると、40通以上の書面を起案した。・・・裁判修習（でも）・・・事件について起案をし裁判官と意見交換をすることも多い。
- ・一年間法的な義務を課され、時間的な拘束も相当時間に達する。また、修習内容においても事実上労働しているに等しい場面もあると感じた。

■経済的理由で法曹への途を断念する事態が生じていること

- ・私は、年齢や親の経済状況が他の修習生より恵まれているため、修習を辞退しようとは思わなかったが、貸与金でぎりぎりの生活をしている修習生や扶養する家族のいる修習生、内定がもらえず貸与金を返すあてのない修習生は多く、修習自体を迷った人や辞退した人は現存する。
- ・お金のために諦めている優秀な人がたくさんいる。社会的にも大きな損失。
- ・実際に私の周りでも、法科大学院への学費（私の大学院は1年200万円程かかる）や、司法修習での貸与制、就職難などの理由から、優秀であるにもかかわらず法曹になるのを諦める人がいる。
- ・この（法科大学院の経済的）負担に加え、司法試験に合格しても借金を積み重ねることを悲観し、法曹を諦める同期の大学院生が大勢いました。

■その他

- ・経済的支援について65期、66期に対して遡及的支援を求める意見
- ・就職活動面で地方に配属された者の不公平感を訴える意見

第66期司法修習生への修習実態アンケート集計結果

【実施対象】第66期司法修習生(アンケート送付数:2035通)

【実施時期】2013年8月6日から2013年10月4日まで

【実施方法】配属地の弁護士会にて配布, 回収

【回答数】850通(回答率41.8%)

【実施目的】司法修習生の修習実態を明らかにすること

【回答者の属性等】

○性別

	人数	割合
男性	599	70.5%
女性	237	27.9%
無回答	14	1.6%
合計	850	100%

○年齢

	人数	割合
23歳以下	5	0.6%
24～26歳	269	31.6%
27～30歳	362	42.6%
31～35歳	118	13.9%
36～40歳	57	6.7%
41～45歳	23	2.7%
46歳以上	14	1.6%
無回答	2	0.2%
合計	850	100%

○配偶者の有無

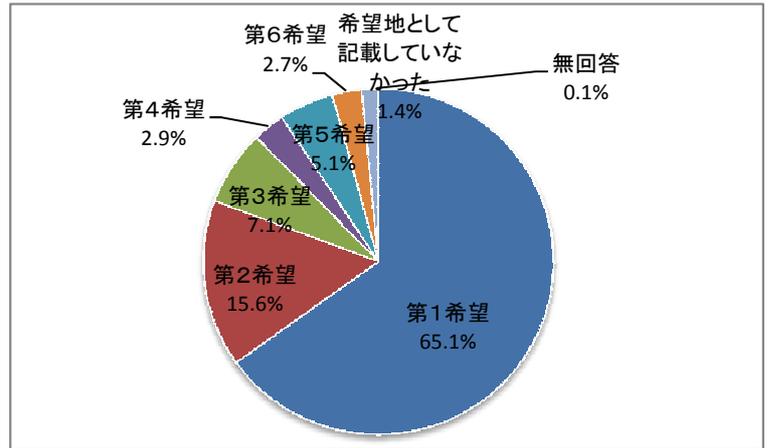
	人数	割合
いる	77	9.1%
いない	597	70.2%
無回答	176	20.7%
合計	850	100%

問1 配属された分野別実務修習地をお答えください。

修習地	人数	修習地	人数	修習地	人数	修習地	人数
東京	121	京都	40	岡山	23	山形	0
立川	2	神戸	52	鳥取	0	岩手	10
横浜	44	奈良	4	松江	9	秋田	6
さいたま	11	大津	9	福岡	52	青森県	2
千葉	23	和歌山	1	佐賀	6	札幌	58
水戸	2	名古屋	39	長崎	7	函館	7
宇都宮	6	津	11	大分	8	旭川	5
前橋	5	岐阜	7	熊本	9	釧路	5
静岡県	20	福井	1	鹿児島	8	高松	15
甲府	13	金沢	15	宮崎	20	徳島	12
長野	10	富山	3	那覇	9	高知	9
新潟	20	広島	25	仙台	27	松山	16
大阪	30	山口	11	福島	1	無回答	1
						合計	850

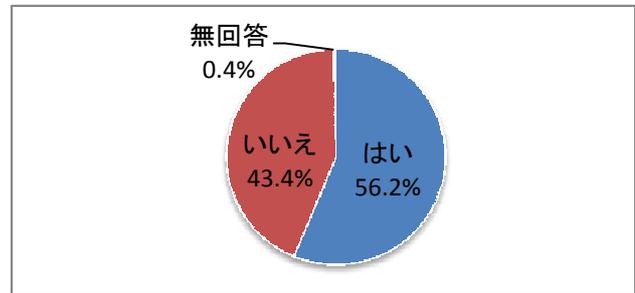
問2 配属された分野別実務修習地は、第何希望でしたか。

	人数 (人)	割合
第1希望	553	65.1%
第2希望	133	15.6%
第3希望	60	7.1%
第4希望	25	2.9%
第5希望	43	5.1%
第6希望	23	2.7%
希望地として記載していなかった	12	1.4%
無回答	1	0.1%
合計	850	100%



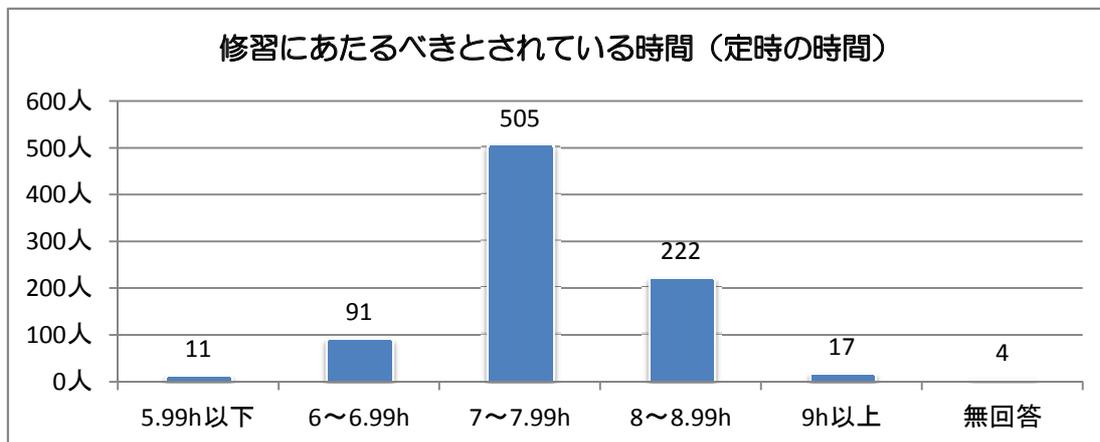
問3 配属地で修習するため、引越が必要でしたか。

	人数 (人)	割合
はい	478	56.2%
いいえ	369	43.4%
無回答	3	0.4%
合計	850	100%



問4 分野別実務修習の直近（第4クール）の修習先において、修習指導担当の弁護士、裁判官、検事（以下「指導担当」という。）から、修習にあたるべきとされていた時間（休憩時間は除いた法律事務所・裁判所・検察庁に必ずいなくてはいけない時間。以下「定時の時間」という。）は1日当たり何時間ですか。

時間	人数 (人)	割合	時間(h)
5.99h以下	11	1.3%	平均値 7.23
6～6.99h	91	10.7%	最小値 .00
7～7.99h	505	59.4%	最大値 12.00
8～8.99h	222	26.1%	
9h以上	17	2.0%	
無回答	4	0.5%	
合計	850	100%	



問5 あなたは、分野別実務修習において、「定時の時間」以外の時間に、実務修習のための活動としてどのような活動を行いましたか（以下、上記の活動時間を「残業時間」という）。当てはまるものをすべて選んでください。

	①文書等の起案・作成		②文献等の調査や事件記録の検討		③法律相談への立ち会い	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
行った	722	84.9%	625	73.5%	508	59.8%
行わなかった	104	12.2%	201	23.6%	318	37.4%
無回答	24	2.8%	24	2.8%	24	2.8%
合計	850	100%	850	100%	850	100%

	④弁護士会の委員会等への同行		⑤その他	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合
行った	505	59.4%	145	17.1%
行わなかった	321	37.8%	681	80.1%
無回答	24	2.8%	24	2.8%
合計	850	100%	850	100%

⑥その他の具体例: 接見, 取調, 各種勉強会, 弁護団会議への参加, 記録の検討, 模擬裁判の準備等

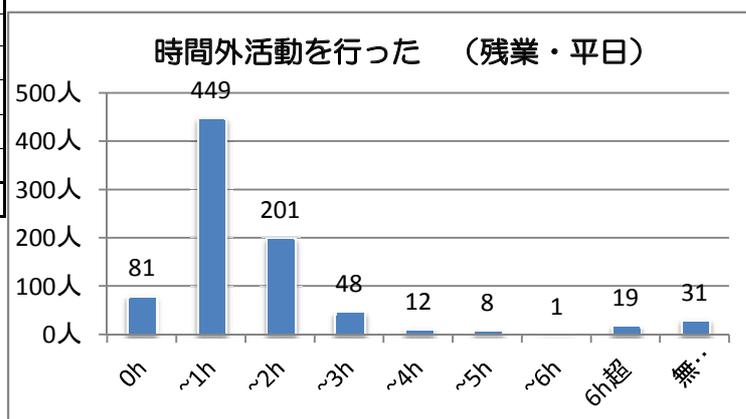
「①文書等起案の作成」の内訳

	判決案(裁判所)起案(作成)		決裁文書(検察)起案(作成)		訴状・準備書面・和解案等(弁護)起案(作成)	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
行った	576	67.8%	404	47.5%	526	61.9%
行わなかった	248	29.2%	420	49.4%	298	35.1%
無回答	26	3.1%	26	3.1%	26	3.1%
合計	850	100%	850	100%	850	100%

問6 問5の活動を行った時間(残業時間)は、直近(第4クール)の修習の標準的な1週間の平均で1日あたり何時間ですか。

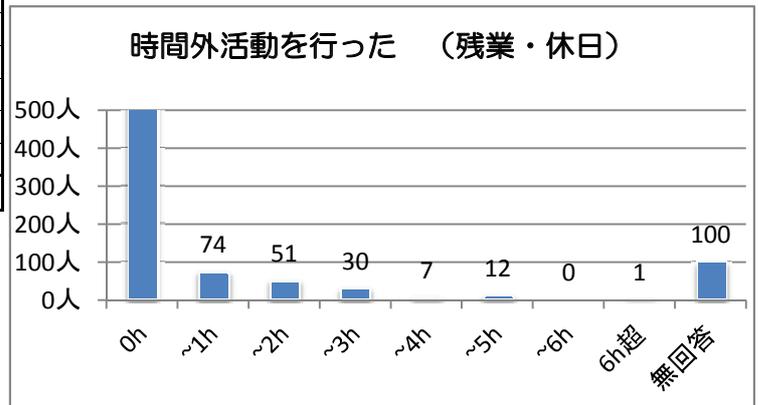
①時間外(残業・平日)

	時間	人数(人)	割合	時間(h)
	行っていない	0h	81	9.5%
行った	~1h	449	52.8%	最小値 0.00
	~2h	201	23.6%	最大値 9.00
	~3h	48	5.6%	
	~4h	12	1.4%	
	~5h	8	0.9%	
	~6h	1	0.1%	
	6h超	19	2.2%	
無回答		31	3.6%	
合計		850	100%	



②時間外（残業・休日）

	時間	人数(人)	割合		時間(h)
行っていない	0h	575	67.6%	平均値	0.47
行った	~1h	74	8.7%	最小値	0.00
	~2h	51	6.0%	最大値	8.00
	~3h	30	3.5%		
	~4h	7	0.8%		
	~5h	12	1.4%		
	~6h	0	0.0%		
	6h超	1	0.1%		
無回答		100	11.8%		
合計		850	100%		



問7 あなたは、分野別実務修習において、「定時の時間」以外の時間に、自己研鑽のための自主的な活動としてどのような活動を行いましたか。当てはまるものをすべて選んでください。

	①修習生同士の勉強会		②裁判官・検察官・弁護士等主催の勉強会		③弁護士会主催のシンポジウム・研修会等の参加	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
行った	312	36.7%	520	61.2%	428	50.4%
行わなかった	496	58.4%	288	33.9%	380	44.7%
無回答	42	4.9%	42	4.9%	42	4.9%
合計	850	100%	850	100%	850	100%

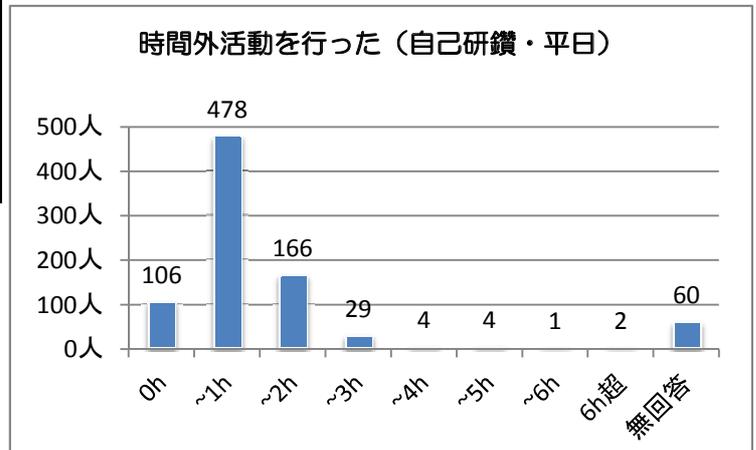
	④法律の基本知識や法曹実務に関する自習		⑤税や会計など法曹実務に役立つ学習		⑥その他	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
行った	590	69.4%	250	29.4%	55	6.5%
行わなかった	218	25.6%	558	65.6%	753	88.6%
無回答	42	4.9%	42	4.9%	42	4.9%
合計	850	100%	850	100%	850	100%

⑥その他の具体例：語学，資格試験，他士業との勉強会，読書等

問8 問6の活動を行った時間（自己研鑽の時間）は、直近（第4クール）の修習の標準的な1週間の平均で1日あたり何時間ですか。

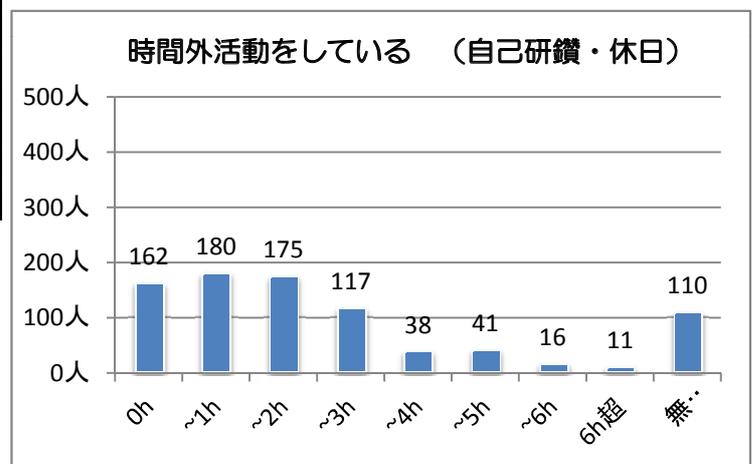
①時間外（自己研鑽・平日）

	時間	人数(人)	割合	時間(h)	
行っていない	0h	106	12.5%	平均値	1.12
行った	~1h	478	56.2%	最小値	0.00
	~2h	166	19.5%	最大値	10.00
	~3h	29	3.4%		
	~4h	4	0.5%		
	~5h	4	0.5%		
	~6h	1	0.1%		
	6h超	2	0.2%		
無回答		60	7.1%		
合計		850	100%		



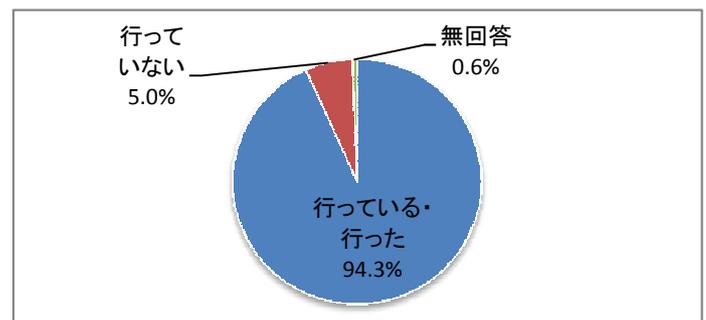
②時間外（自己研鑽・休日）

	時間	人数(人)	割合	時間(h)	
行っていない	0h	162	19.1%	平均値	1.92
行った	~1h	180	21.2%	最小値	0.00
	~2h	175	20.6%	最大値	12.00
	~3h	117	13.8%		
	~4h	38	4.5%		
	~5h	41	4.8%		
	~6h	16	1.9%		
	6h超	11	1.3%		
無回答		110	12.9%		
合計		850	100%		



問10 あなたは、法律事務所・民間企業等への就職活動を行っていますか、または行いましたか。

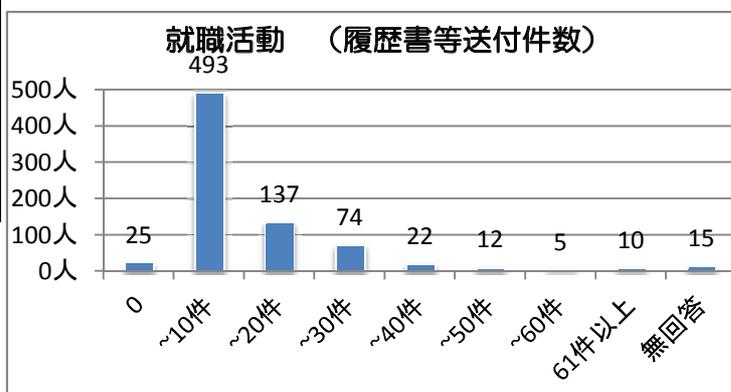
	人数(人)	割合(%)
行っている・行った	793	93.3%
行っていない	52	6.1%
無回答	5	0.6%
合計	850	100%



問11 (問10で就職活動を行ったと答えた人で) 就職活動のために、履歴書等を送った法律事務所・民間企業等、(採用面接に限らず) 訪問した法律事務所・民間企業等は何か所程度ですか。また、法律事務所・民間企業等を訪問した回数の合計は何回ですか。

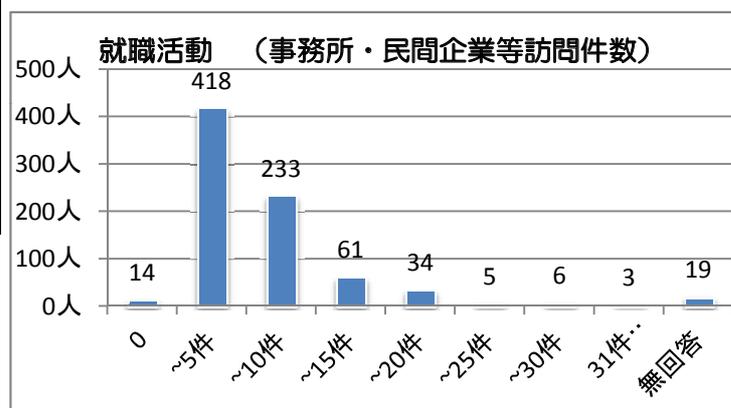
①履歴書等送付

	件数	人数(人)	割合		件数
送っていない	0	25	3.2%	平均値	12.32
送った	~10件	493	62.2%	最小値	0.00
	~20件	137	17.3%	最大値	100.00
	~30件	74	9.3%		
	~40件	22	2.8%		
	~50件	12	1.5%		
	~60件	5	0.6%		
	61件以上	10	1.3%		
無回答		15	1.9%		
合計		793	100%		



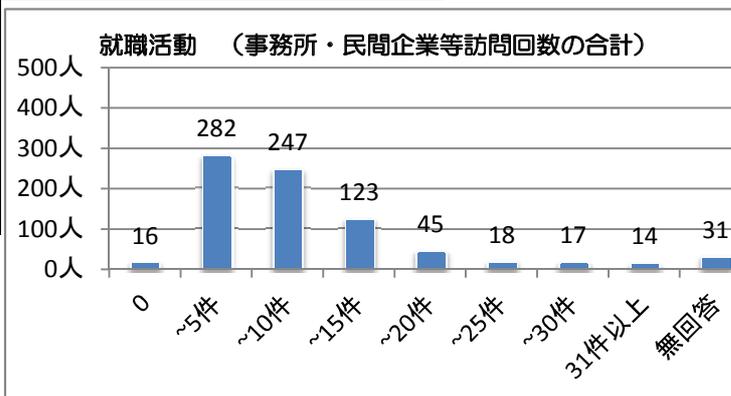
②事務所・民間企業等訪問件数

	件数	人数(人)	割合		件数
訪問していない	0	14	1.8%	平均値	6.80
訪問した	~5件	418	52.7%	最小値	0.00
	~10件	233	29.4%	最大値	40.00
	~15件	61	7.7%		
	~20件	34	4.3%		
	~25件	5	0.6%		
	~30件	6	0.8%		
	31件以上	3	0.4%		
無回答		19	2.4%		
合計		793	100%		



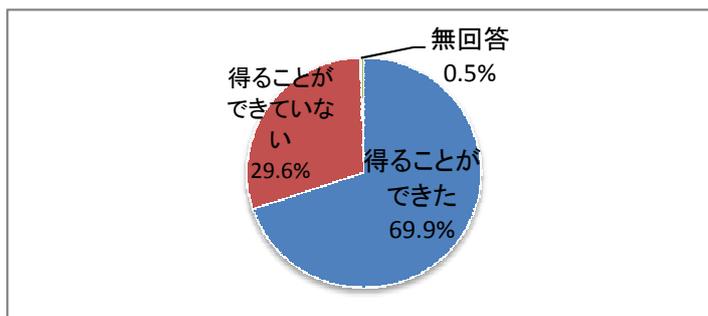
③事務所・民間企業等訪問回数の合計

	件数	人数(人)	割合		件数
訪問していない	0	16	2.0%	平均値	9.23
訪問した	~5件	282	35.6%	最小値	0.00
	~10件	247	31.1%	最大値	80.00
	~15件	123	15.5%		
	~20件	45	5.7%		
	~25件	18	2.3%		
	~30件	17	2.1%		
	31件以上	14	1.8%		
無回答		31	3.9%		
合計		793	100%		



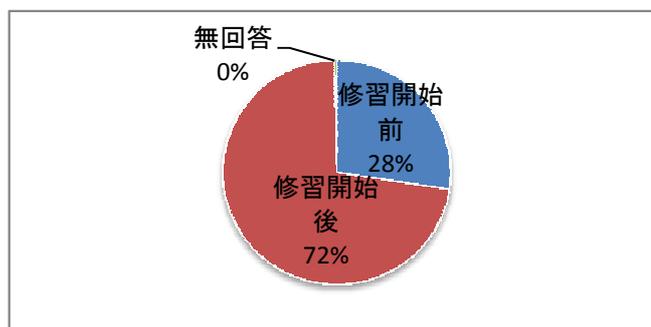
問12 (問10で就職活動を行ったと答えた人で) 就職活動を行った結果、本日までに採用の内定を得ることができましたか。

	人数 (人)	割合
得ることができた	554	69.9%
得ることができていない	235	29.6%
無回答	4	0.5%
合計	793	100%



問13 (問12で採用の内定を得ることができたと答えた人で) 採用内定を最初に得ることができた時期は、修習開始前後のどちらでしたか。

	人数 (人)	割合 (%)
修習開始前	152	27.4%
修習開始後	400	72.2%
無回答	2	0.4%
合計	554	100%

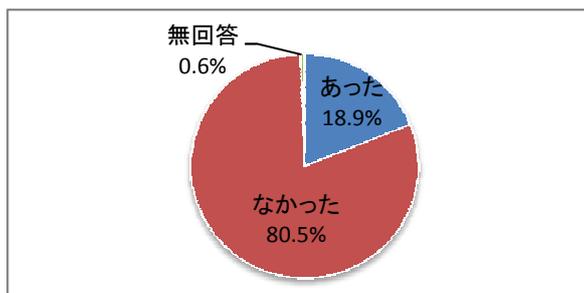


問14 (問12で採用の内定を得ることができたと答えた人で) 採用内定を得ることができた時期はいつでしたか。複数の内定を得た場合には、最初に得た内定の時期についてお答えください。

		人数 (人)	割合
修習開始前	平成24年 1月	1	0.2%
	3月	2	0.4%
	4月	1	0.2%
	5月	7	1.3%
	6月	63	11.4%
	7月	18	3.2%
	8月	5	0.9%
	9月	14	2.5%
	10月	20	3.6%
	11月	21	3.8%
修習開始後	平成24年 11月	7	1.3%
	12月	23	4.2%
	平成25年 1月	24	4.3%
	2月	50	9.0%
	3月	45	8.1%
	4月	56	10.1%
	5月	51	9.2%
	6月	28	5.1%
	7月	54	9.7%
	8月	41	7.4%
9月	21	3.8%	
	無回答	2	0.4%
	合計	554	100%

問15 あなたは、司法修習生となることを辞退しようと考えたことがありましたか。

	人数(人)	割合
あった	161	18.9%
なかった	684	80.5%
無回答	5	0.6%
合計	850	100%



問16 (問15で「あった」と答えた人で) 司法修習生となることを辞退しようと考えた理由はなんでしょうか。(複数回答可)

	①健康上の問題		②親族との関係 (例:介護を要する親族がいるなど)		③貸与制に移行したことによる 経済的な不安	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
当てはまる	3	1.9%	7	4.3%	111	68.9%
当てはまらない	158	98.1%	154	95.7%	50	31.1%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	161	100%	161	100%	161	100%
	④司法修習終了後の就職難や弁護士の経済的困難に対する不安		⑤別の進路を考えたため		⑥その他	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
当てはまる	108	67.1%	90	55.9%	16	9.9%
当てはまらない	53	32.9%	71	44.1%	145	90.1%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	161	100%	161	100%	161	100%

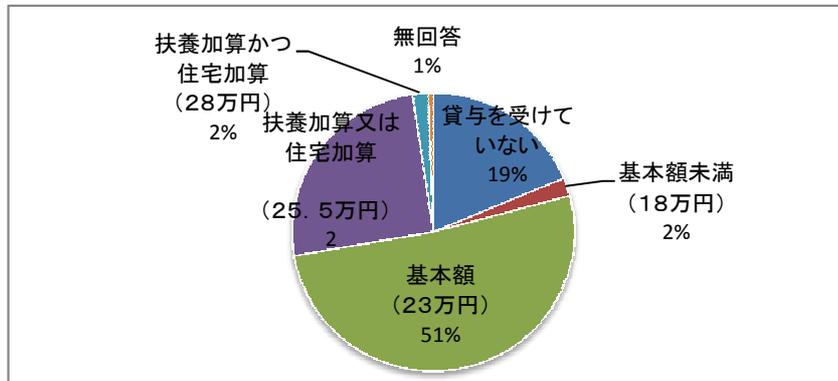
⑥その他の具体例:希望する配属地でなかったため,出産,育児,留学,金銭的都合等

問17 (問15で「あった」と答えた人で) 司法修習生となることを辞退した場合、どのような進路を選択することを考えていましたか。(複数回答可)

	①裁判所職員		②裁判所職員以外の 国家公務員		③地方公務員	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
当てはまる	27	16.8%	41	25.5%	53	32.9%
当てはまらない	134	83.2%	120	74.5%	108	67.1%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	161	100%	161	100%	161	100%
	④民間企業		⑤大学院等への進学		⑥他資格の取得	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
当てはまる	91	56.5%	9	5.6%	17	10.6%
当てはまらない	70	43.5%	152	94.4%	144	89.4%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	161	100%	161	100%	161	100%
	⑦その他		⑦その他の具体例:すでに資格取得済みの他土業,自営業,予備校教師,主婦等			
	人数(人)	割合				
当てはまる	22	13.7%				
当てはまらない	139	86.3%				
無回答	0	0.0%				
合計	161	100%				

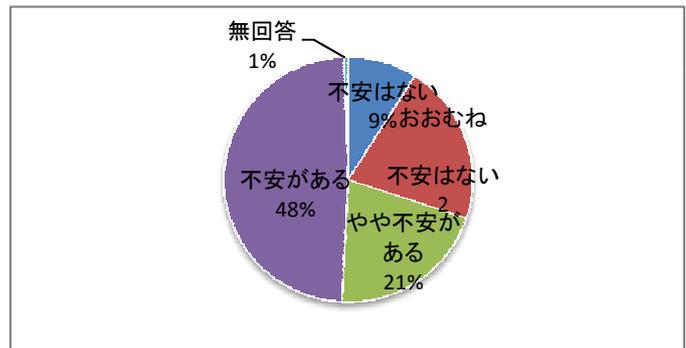
問18 現在、貸与金をいくら申請していますか。

	人数(人)	割合
貸与を受けていない	159	18.7%
基本額未満の額(18万円)	18	2.1%
基本額(23万円)	437	51.4%
扶養親族がある場合(扶養加算)又は住居賃借の場合(住宅加算)(25.5万)	216	25.4%
扶養家族がありかつ住宅賃借の場合(28万円)	15	1.8%
無回答	5	0.6%
合計	850	100.0%



問19 司法修習を行う上で経済的状况はいかがですか。

	人数(人)	割合
不安はない	76	8.9%
おおむね不安はない	180	21.2%
やや不安がある	176	20.7%
不安がある	413	48.6%
無回答	5	0.6%
合計	850	100%



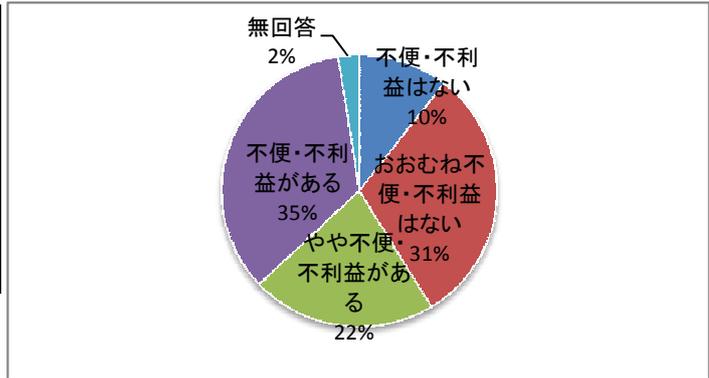
問20 (問19で③及び④と回答した人にお聞きします。)具体的に不安を感じる点についてお書きください。

例:

- ・修習生活にかかる費用(生活費・引越費用・住居費・参考書購入費・就職活動費等)の捻出
- ・将来の貸与金や奨学金等の返済
- ・身内の通院費, 介護費の捻出

問21 司法修習生の現在の地位・身分について、日常生活をする上で、何か不便・不利益はありますか。

	人数(人)	割合
不便・不利益はない	89	10.5%
おおむね不便・不利益はない	262	30.8%
やや不便・不利益がある	184	21.6%
不便・不利益がある	294	34.6%
無回答	21	2.5%
合計	850	100%



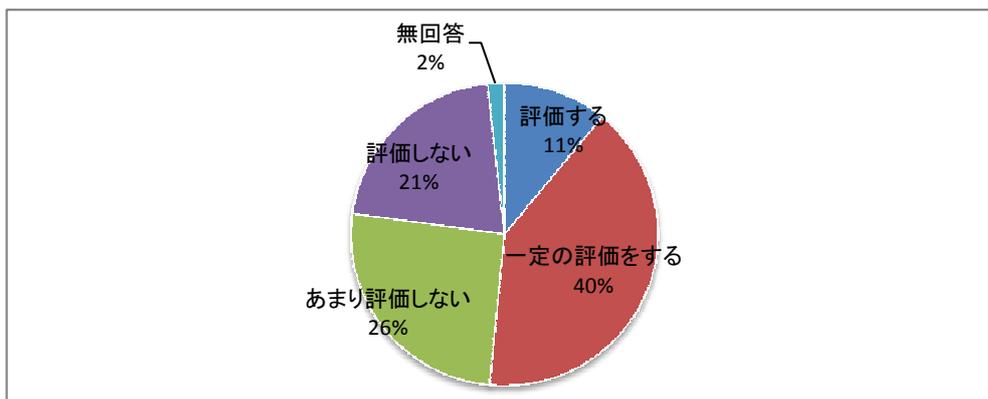
問20 (問21で③及び④と回答した人にお聞きします。)具体的に不便・不利益がある点についてお書きください。

例:

- ・クレジットカードを作成できない
- ・部屋が借りられない(借りられたとしても保証人が必要)
- ・10ヶ月間の賃貸借契約における違約金の発生, また契約を嫌がられる
- ・通学定期券でなく, 通勤定期券を使用する必要がある
- ・収入はないのに, 健康保険が親の扶養から外される
- ・裁判所・検察庁の医務室が利用不可
- ・貸与制でかつアルバイトが禁止されている・他資格(士業)の登録抹消が強制される
- ・休暇が取りにくい
- ・就職活動に利用出来る日数が5日間しかない
- ・平日休めないため役所等が利用しにくい
- ・海外旅行に許可が必要, また最大9日間しか取れないこと

問23 政府が発表した『法曹養成制度改革の推進について』(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定)において、司法修習生に対する経済的支援策が示されましたが、仮に、かかる貸与制を前提とした「経済的支援策」をあなたが受けることができたとした場合、この経済的支援策についてどのように評価しますか。

	人数(人)	割合
経済的支援として評価する	93	10.9%
経済的支援として一定の評価をする	345	40.6%
経済的支援としてあまり評価しない	218	25.6%
経済的支援として評価しない	179	21.1%
無回答	15	1.8%
合計	850	100%



※回答したアンケート用紙は実務修習地の弁護士会に提出してください

第66期司法修習生への修習実態アンケート調査

- 調査対象：第66期司法修習生
■回答期限：9月3日（火）まで
■お問い合わせ先：日本弁護士連合会法制部法制第一課 増田・日置 TEL：03-3580-9939

●以下の点についてお答えください。

○性別：[]

○年齢：□①23歳以下 □②24～26歳 □③27～30歳 □④31～35歳
□⑤36～40歳 □⑥41～45歳 □⑦46歳以上

○配偶者の有無：□①いる □②いない

第1 実務修習について

1 配属地についてお聞きします。

問1 配属された分野別実務修習地をお答えください。

[]

問2 配属された分野別実務修習地は、第何希望でしたか。

□①第[]希望 □②希望地として記載していなかった

問3 配属地で修習するため、引越が必要でしたか。

□①はい □②いいえ

2 修習の時間及び内容についてお聞きします。

問4 分野別実務修習の直近（第4クール）の修習先において、修習指導担当の弁護士、裁判官、検事（以下「指導担当」という。）から、修習にあたるべきとされていた時間（休憩時間は除いた法律事務所・裁判所・検察庁に必ずいなくてはならない時間。以下「定時の時間」という。）は1日当たり何時間ですか。

修習に従事すべき日（月曜日から金曜日）の平均：[]時間/日

問5 あなたは、分野別実務修習において、「定時の時間」以外の時間に、実務修習のための活動としてどのような活動を行いましたか（以下、上記の活動時間を「残業時間」という）。当てはまるものをすべて選んでください。

□①文書等の起案・作成

□A：指導担当から課された判決案（裁判所）の起案（作成）

□B：起訴・不起訴の処分についての決裁文書（検察）起案（作成）

□C：訴状・準備書面・和解案等（弁護）の起案（作成）

□②指導担当から課された課題に答えるために行う文献等の調査や事件記録の検討

□③法律事務所内や出張先における法律相談への立ち会い

□④弁護修習中の修習指導担当が出席する弁護士会の委員会等への同行

□⑤その他（具体的に)

※回答したアンケート用紙は実務修習地の弁護士会に提出してください

問6 問5の活動を行った時間(残業時間)は、直近(第4クール)の修習の標準的な1週間の平均で1日あたり何時間ですか。

※修習に従事すべき日(月曜日～金曜日)と、それ以外(土日・祝日・自由研究日)に分けてお答えください。

- ① 修習に従事すべき日(月曜日から金曜日) [] 時間/日
② それ以外の日(土日・祝日・自由研究日) [] 時間/日

問7 あなたは、分野別実務修習において、「定時の時間」以外の時間に、自己研鑽のための自主的な活動としてどのような活動を行いましたか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ①修習生同士で行う事実認定・要件事実等に関する勉強会への参加
②裁判官・検察官・弁護士等が主催して開かれる勉強会への参加
③弁護士会等が主催するシンポジウムや研修会等への参加
④基本書や演習書を用いた法律の基本知識や法曹実務に関する自習
⑤税や会計など法曹実務に役立つ知識を習得するための学習
⑥その他(具体的に)

問8 問6の活動を行った時間(自己研鑽の時間)は、直近(第4クール)の修習の標準的な1週間の平均で1日あたり何時間ですか。

※修習に従事すべき日(月曜日～金曜日)と、それ以外(土日・祝日・自由研究日)に分けてお答えください。

- ① 修習に従事すべき日(月曜日から金曜日) [] 時間/日
② それ以外の日(土日・祝日・自由研究日) [] 時間/日

問9 これまでの司法修習において学んだことの中で、今後、ご自身が法曹になった後に役立つと思ったことはどのようなことでしたか。(自由記載)

第2 就職活動について

問10 あなたは、法律事務所・民間企業等への就職活動を行っていますか、または行いましたか。

- ①行っている・行った ②行っていない(→設問第3(問15)へ)

問11 就職活動のために、履歴書等を送った法律事務所・民間企業等、(採用面接に限らず)訪問した法律事務所・民間企業等は何か所程度ですか。また、法律事務所・民間企業等を訪問した回数の合計は何回ですか。※同じ法律事務所・民間企業等に複数回訪問した場合にはその合計を合算して記入してください。回数等が0の場合は「0」と記載してください。

- ①履歴書等を送った事務所・民間企業等の数 [] か所
②訪問した事務所・民間企業等の数 [] か所
③事務所・民間企業等を訪問した回数の合計 [] 回

※回答したアンケート用紙は実務修習地の弁護士会に提出してください

問12 就職活動を行った結果、本日までに採用の内定を得ることができましたか。

- ①できた ②できていない（→設問第3へ）

問13 採用内定を最初に得ることができた時期は、修習開始前後のどちらでしたか。

- ①修習開始前 ②修習開始後

問14 採用内定を得ることができた時期はいつでしたか。複数の内定を得た場合には、最初に得た内定の時期についてお答えください。

[平成 年 月]

第3 修習開始前の状況について

問15 あなたは、司法修習生となることを辞退しようと考えたことがありましたか。

- ①あった ②なかった（→設問第4（問18）へ）

問16 司法修習生となることを辞退しようと考えた理由はなんでしたか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ①健康上の問題
②親族との関係（例：介護を要する親族がいるなど）
③貸与制に移行したことによる経済的な不安
④司法修習終了後の就職状況や弁護士の経済的困難に対する不安
⑤別の進路を考えたため
⑥その他（具体的に _____）

問17 司法修習生となることを辞退した場合、どのような進路を選択することを考えていましたか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ①裁判所職員
②裁判所職員以外の国家公務員
③地方公務員
④民間企業
⑤大学院等への進学
⑥他資格の取得
⑦その他（具体的に _____）

第4 貸与制に移行したことによる影響、給費制・貸与制について

問18 現在、貸与金をいくら申請していますか。

- ①貸与を受けていない
②基本額未満の額（18万円）
③基本額（23万円）
④扶養親族がある場合（扶養加算）又は住居賃借の場合（住宅加算）（25.5万円）
⑤扶養家族がありかつ住宅賃借の場合（28万円）

問19 司法修習を行う上で経済的状況はいかがですか。

- ①不安はない（問21へ） ②おおむね不安はない（問21へ）
③やや不安がある ④不安がある

※回答したアンケート用紙は実務修習地の弁護士会に提出してください

問20 (問19で③及び④と回答した人にお聞きします。) 具体的に不安を感じる点についてお書きください。

問21 司法修習生の現在の地位・身分について、日常生活をする上で、何か不便・不利益はありますか。

- ①不便・不利益はない(問22へ) ②おおむね不便・不利益はない(問22へ)
③やや不便・不利益がある ④不便・不利益がある

問22 (問21で③及び④と回答した人にお聞きします。) 具体的に不便・不利益がある点についてお書きください。

第5 その他

問23 このたび政府が発表した『法曹養成制度改革の推進について』(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定)においては、司法修習生に対する経済的支援策として、下記のとおり示されています。仮に、かかる貸与制を前提とした「経済的支援策」をあなたが受けることができたとした場合、この経済的支援策についてどのように評価しますか。

記

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生(平成25年11月修習開始)から、次の措置を実施することが期待される。

(1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する(実務修習地に関する希望の有無を問わない。)

(2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。

(3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

- ①経済的支援として評価する ②経済的支援として一定の評価をする
③経済的支援としてあまり評価しない ④経済的支援として評価しない

※回答したアンケート用紙は実務修習地の弁護士会に提出してください

問24 その他給費制・貸与制に関する御意見がございましたらお書きください。

(自由記載)

以上、御回答ありがとうございました。